

## 京都市音羽児童館評価結果

## I. リーダーシップと意思決定

1 事業所が目指していることの実現に向けて一丸となっている		
1	事業所が目指していること（理念、基本方針）を明確化・周知している	
	1. 事業所が目指していること（理念・ビジョン、基本方針など）を明示している	○
	2. 事業所が目指していること（理念・ビジョン、基本方針など）について、職員の理解が深まるような取り組みを行っている	○
	3. 事業所が目指していること（理念・ビジョン、基本方針など）について、利用者本人や家族等の理解が深まるような取り組みを行っている	○
2	経営層（運営管理者含む）は自らの役割と責任を職員に対して表明し、事業所をリードしている	
	1. 経営層は、自らの役割と責任を表明し、職員に伝えている	○
	2. 経営層は、経営の改善、児童館活動の質の向上などに向けて取り組むべき方向性を提示し、指導力を発揮している	○
【講評】		
改正児童館ガイドラインの発出を契機に児童館の新たな目標を立て明示しています		
① 改正児童館ガイドラインの発出を契機として、全職員でガイドラインの読み合わせを行い、その内容を確認しました。そのうえで、新たに「音羽児童館の5つの目標」を策定しました。		
② 児童館ガイドラインの内容を理解し、日常の活動の中でも意識して行動したり、行事を検討する際に参考にしたりすることを目的として、館内研修を行いました。児童館の特性として明示されている「拠点性」「多機能性」「地域性」について、音羽児童館として何ができるかを話し合いました。		
③ 「音羽児童館の5つの目標」を児童館の入り口に掲示して利用者がいつでも目にするようにしています。児童館だよりも掲載しています。次年度からは学童クラブのしおりにも記載し、入会説明会で保護者に説明することとしています。		

## II. 経営における社会的責任

<b>1 社会人・福祉サービス事業者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいる</b>		
1	社会人・福祉サービスに従事する者として守るべき法・規範・倫理などを周知している	
	1. 福祉サービスに従事する者として、守るべき法・規範・倫理（個人の尊厳）などを明示している	○
	2. 全職員に対して、守るべき法・規範・倫理（個人の尊厳）などの理解が深まるように取り組んでいる	○
	3. 事業所のコンプライアンスや社会的責任を明確にして、職員保護や法令遵守に対する取り組みをおこなっている	○
2	第三者による評価の結果公表、情報開示などにより、地域社会に対し、透明性の高い組織となっている	
	1. 第三者による評価の結果公表、情報開示など外部の導入を図り、開かれた組織となるよう取り組んでいる	○
	2. 透明性を高めるために、地域の人目にふれやすい方法（事業者便り・会報など）で地域社会に事業所に関する情報を開示している	○
<b>2 地域の福祉に役立つ取り組みを行っている</b>		
1	事業所の機能や福祉の専門性を生かした取り組みがある	
	1. 利用者と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っている	○
	2. 事業所の機能や専門性は、利用者に支障のない範囲で地域の人に還元している（施設・備品等の開放、個別相談など）	○
	3. 地域の人や関係機関を対象に、事業所の機能や専門性を生かした企画・啓発活動（研修会の開催、講師派遣など）を行っている	○
2	ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明確にし、体制を確立している	
	1. ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明示している	○
	2. ボランティアの受け入れ体制を整備している（担当者の配置、手引き書の作成など）	○
3	地域の関係機関との連携を図っている	
	1. 事業所として必要な関係機関との連携が、適切に行われている	○
	2. 地域ネットワーク内での共通課題について、協働して取り組めるような体制を整えている	○
<b>【講評】</b>		
地域に開かれ連携の取れた児童館を目指して努力しています		
①	法人のホームページで児童館の基礎情報や活動の様子、児童館だよりなどを公開したり、京都市の共通ホームページでは緊急情報や書類のフォーマットを示したりするなど、利用者の利便性と活動の情報公開を行う媒体として活用されています。また、第三者評価を受審して活動の振り返りを行い、地域に開かれた透明性の高い施設運営に向けて努力しています。第三者評価結果のホームページでの公開は見受けられませんでした。	
②	保護者、教員、保育士等を対象に研修会を開催しています。今年度は「学習障害」をテーマに2回にわたって実施し、子ども自身の困りについて理解を深めました。	
③	法人本部で「ボランティア受入規程」が策定されています。児童館でボランティアを受け入れるにあたっては、事前打ち合わせの際にお願い事項、注意事項を明示した「ボランティアの皆様へ」を配布して、子どもに接することや、知り得た情報の取扱い等についての注意喚起を行っています。	
④	児童館運営協力会に少年補導、民生委員、学校などの地域の諸団体に関わっていただき、児童館活動について理解を深めてもらうとともに、地域の子どもの現状について意見交換を行っています。	

### Ⅲ. 利用者意向や地域・事業環境の把握と活用

1 利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用している		
1 利用者一人ひとりの意向（意見・要望・苦情）を多様な方法で把握し、迅速に対応している（苦情解決制度を含む）		
1. 苦情解決制度を利用できることや事業者以外の相談先を遠慮なく利用できることを、利用者に伝えている		○
2. 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している		○
3. 利用者一人ひとりの意見・要望・苦情に対して組織的に解決に取り組んでいる		○
2 利用者意向の集約・分析とサービス向上への活用に取り組んでいる		
1. 利用者アンケートなど、事業所側からの働きかけにより利用者の意向を把握することに取り組んでいる		○
2. 利用者の意向をサービス向上につなげることに取り組んでいる		○
3 地域・事業環境に関する情報を収集し、状況を把握・分析している		
1. 地域の福祉ニーズの収集（地域での聞き取り、地域懇談会など）に取り組んでいる		○
2. 福祉事業全体の動向（行政や業界などの動き）の収集に取り組んでいる		○
<b>【講評】</b> 利用者意向の把握をアンケート等により行い、児童館活動の改善に活かしています		
① 法人本部にて「苦情解決に係る規程」が策定されており、苦情解決責任者や受付担当者、第三者委員を定めて明示しています。このことについて児童館の入り口に掲示したり、「学童クラブのしおり」などに表示して入会説明会で説明したりするなど、その周知に努めています。		
② 行事ごとのアンケートや、年2回乳幼児クラブ利用保護者、放課後児童クラブ利用保護者、子どもに利用者アンケートを実施することで意向の把握に努めています。また、子どものお迎えの際などは職員の方から積極的に保護者に話しかけるなど、利用者が話しかけやすい雰囲気を作り、口頭による要望も聞くようにしています。		
③ 把握した利用者の意向のうち、すぐに改善が必要だったり改善が可能だったりする事項は速やかに着手し、解決を図っています。また、年間計画や行事の内容を決める際には、振り返りの資料として活用し次年度に反映させています。		

## IV. 計画の策定と着実な実行

1 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる		
1 取り組み期間に応じた課題・計画を策定している		
1. 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている		○
2. 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている		○
3. 単年度の計画は、担当者・スケジュールの設定などを行い、計画的に取り組んでいる		○
2 多角的な視点から課題を把握し、計画を策定している		
1. 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている		○
2. 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しについて職員が理解している		○
3. 事業計画は、サービスの現状（利用者意向、地域の福祉ニーズや事業環境など）を踏まえて策定している		○
4. 事業計画は、利用者に周知され、理解を促している		○
3 着実な計画の実行に取り組んでいる		
1. 計画推進の方法（体制、職員の役割や活動内容など）を明示している		○
2. 計画推進にあたり、目指す目標と達成度合いを測る指標を明示している		○
2 利用者の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいる		
1 利用者の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいる		
1. リスクマネジメント体制を構築し、事故、感染症、侵入、火災、自然災害などの事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が行われている		○
2. 事故、感染症、侵入、火災、自然災害などの発生時でもサービス提供が継続できるよう、職員、利用者、関係機関などに具体的な活動内容が伝わっている		○
3. 子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにしている		○
4. 子どものケガや病気の応急処置の方法について、研修や訓練に参加している		○
<b>【講評】</b>		
中期計画を策定・明示し、その目標達成に向けて各年度の位置づけを明確にしています		
① 指定管理期間が満了となる5年を周期として中期計画を立て、指定管理の際にも示しています。各年度の事業計画は、この中期計画の目標達成をするために位置づけを明確にして立てられています。さらに各年度の行事などの計画は、子ども・保護者のニーズと年度の達成したい目標を総合して目指す方向を検討・確認して立案しています。		
② 事業計画の立案にあたっては、アンケート、日頃の利用者の声、職員の気づきを参考に現状の活動の状況を総括したうえで、改善と新たな活動の検討を行っています。その際に年度ごとに職員の役割分担を確認し、進行上無理のない体制をつくって運営しています。この体制の変更が必要な状況が生じた際は、それに応じて柔軟に変更する姿勢も持っています。		
③ 児童館運営協力会では各年度の成果と課題を示して説明し、本年度方針の説明を行って理解を得るようにしています。また、放課後児童クラブでは保護者説明会や懇談会の場を活用して事業計画等について説明しています。		
④ 子どもに対して運動場の利用や危険個所、本日の予定表を掲示するなど、予め遊び場所や予定についての情報を周知しています。このことにより、子ども達自身が身の周りのことに注意をする力を喚起することを狙いとしています。万が一子どもがケガや急に具合が悪くなった時には、落ち着いて対処することができるよう、職員は応急処置等の訓練を受けています。また、安全管理に関するマニュアル、日常使用の安全点検票を整備するなど、計画的な安全対策に努めています。		

## V. 職員と組織の能力向上

<b>1 事業所が目指している経営・サービスを実現する人材の確保・育成に取り組んでいる</b>		
1 事業所にとって必要な人材構成にしている		
1. 事業所の人事制度に関する方針（期待する職員像、職員育成・評価の考え方）を明示している		○
2. 採用に対する明確な基準を設けている		○
2 職員の質の向上に取り組んでいる		
1. 職員一人ひとりの能力向上に関する希望を把握している		○
2. 事業所の人材育成計画と職員一人ひとりの意向に基づき、個人別の育成（研修）計画を策定している		○
3. 職員一人ひとりの個人別の育成（研修）計画に基づいて、必要な支援をしている		○
<b>2 職員一人ひとりと組織力の発揮に取り組んでいる</b>		
1 職員一人ひとりの主体的な判断・行動と組織としての学びに取り組んでいる		
1. 職員の判断で実施可能な範囲と、それを超えた場合の対応方法を明示している		○
2. 職員一人ひとりの研修成果を、レポートや発表等で共有化に取り組んでいる		○
2 職員のやる気向上に取り組んでいる		
1. 事業所の特性を踏まえ、職員の育成・評価・報酬（賃金、昇進・昇格、賞賛など）が連動した人材マネジメントを行っている		○
2. 就業状況（勤務時間や休暇取得、疲労・ストレスなど）を把握し、改善に取り組んでいる		○
<b>【講評】</b>		
法人が定めたマニュアルやキャリアパスにより、児童館が目指す方向性と職員の働く意欲の一致を求めています		
① 法人では法人共通の職種・経験年数別のキャリアパスを職員に示しています。児童館職員も、これにより求められている職員の姿、経験年数に応じた役割等が明確になり、自己チェックや今後の働くことへの見通しができるようになっていきます。賞与考課・人事考課を半期ごとに実施しています。各職員は自己評価を実施し、これを基に館長が面談を実施しています。職員の目標の確認や働いている上での相談事についても話し合います。		
② 職員の採用は、法人の専門部署が一括して行います。採用の手順は、採用マニュアル、面談マニュアルが策定されており、これに沿って行われます。児童館長は、どのような人材が必要かについて法人と話をする機会を持っています。		
③ 京都市共通で示されている研修科目とその受講管理の仕組みがあり、当館もこれに則って職員が随時研修を受講しています。また、これとは別に法人がキャリアパスに応じた研修も実施しています。受講した研修の内容は資料の回覧や職員会議等での報告により、知識の共有に努めています。		

## VI. サービス提供のプロセス

1 サービス情報の提供		
1 利用者や地域住民に対してサービスの情報を提供している		
1. 利用者や地域住民が入手できる媒体で、事業所の情報を提供している		○
2. 利用者や地域住民の特性を考慮し、提供する情報の表記や内容をわかりやすいものにして		○
3. 事業所の情報を、行政や関係機関等に提供している		○
4. 事業所の利用促進につながるよう創意ある広報活動がおこなわれている		○
<p><b>【講評】</b>                      ホームページを主たる媒体として、おたよりや活動の様子を発信して児童館の周知に努めています</p> <p>① 「児童館だより」、「学童クラブだより」、「おとわの森クラブだより」を毎月発行し配布をしています。「児童館だより」は、校区内小学校で掲示してもらったり、ホームページに掲載したりするほか、行政、自治連、関係諸団体、町内会などにもお知らせし、広く児童館の活動を理解していただけるように努めています。</p> <p>② 当館全体の予定などをお知らせする「児童館だより」乳幼児の活動に特化した「おとわのもりクラブだより」と利用対象別に書き分けをしています。「児童館だより」の小学生に向けた記事が少ないように見受けられます。一般来館の子どもを増やすためにも、記事の内容の検討が必要に思われます</p> <p>③ 市の共通ホームページでは特別警報等非常時の学童クラブの対応についての情報や、各種届出書のフォームが取り出せるようになっていました。また、法人独自のホームページでは、児童館だよりのバックナンバーや年間行事が閲覧できるようになっていて、ホームページごとに役割の住み分けをしており、閲覧者の利便性に配慮しています。</p>		
2 サービスの実施		
1 遊びの環境整備を行っている		
1. 遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が、利用者に理解できるように決められている		○
2. 乳幼児から中高生までの子どもすべてが日常的に気軽に利用できる環境がある		○
3. 子どもが自ら遊びを作り出したり、遊びを選択したりできるようにしている		○
4. 幅広い年齢の児童が交流できる場が日常的に設定されている		○
<p><b>【講評】</b>                      学校内という立地が子どもたちの日常の遊びをのびのびとしたものにしてしています</p> <p>① 児童館のきまりや、室内遊具の利用方法等は子どもたちがわかりやすいように掲示して知らせています。屋外での遊びについても危険箇所を写真で明示して、子どもが自ら危険を回避する力が身につけられるよう注意喚起をしています。</p> <p>② 初めて館に来館された方には職員が児童館内の部屋や使い方の案内をしています。学校校舎内に設置された児童館であるため広々とした空間が提供できています。逆に初めて来館するには若干敷居が高く感じられてしまう要素であることも否めません。放課後児童クラブ登録児童の利用のみならず、地域の乳幼児や保護者が学校の雰囲気や親しむ良い機会でもありますので、その敷居を低くし、居やすさを高めるさらなる工夫を期待します。</p> <p>③ 日常の遊びは、子どもたちが自由に好きな遊びができるように玩具の取り出し、片付けがしやすい整理を心がけています。長い廊下が学校内に設置された児童館ならではの環境で、子ども達の遊び場となっています。学校のクラブ活動との兼ね合いにもなりますが、校庭も利用できるようになっていて外遊びがのびのびとできる環境です。</p>		
2 子どもの発達過程に応じた支援を行っている		
1. 職員が、子どもの発達の一般的な特徴や発達過程について、研修などで学んでいる		○

	2. 子ども一人ひとりの発達特性を把握し、発達の個人差を踏まえて支援を行っている	○
	3. 子どもへの対応について、個々の事例に関する検討が職員間で行われている	○
	<p><b>【講評】</b> 放課後児童クラブ登録児童は、子ども一人ひとりの状態を把握して支援しています</p> <p>① 自治体が発達に関する研修に参加して、乳幼児から思春期までの一般的な発達段階について理解を深めるように努めています。今後は児童館ガイドライン（第2章）を読みあうとか、職員会議で少しずつ確認していくなど、多様な背景を持つ職員集団の標準化のためにも、地道な取組も求められます。</p> <p>② 放課後児童クラブに登録している子どもは、長期休みなどを含めて総じて児童館に滞在する時間が長いので、特に子ども一人ひとりの様子を把握しながら支援を行っています。保護者との関係性も配慮し、家庭での子どもの状態も情報として持ちながら行っています。</p> <p>③ 日常の子どもの様子についてや、前日の特に気になった点などについては、日々のミーティング・職員会議等で情報を共有して対応方法を検討しています。職員によって子どもへの対応が違うというようなことがないようにしています。</p>	
	3 乳幼児と保護者への対応を行っている	
	1. 乳幼児と保護者が、自由に交流できる場を提供している	○
	2. 乳幼児と保護者の交流の促進に配慮している	○
	3. 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるように配慮している	○
	4. 乳幼児活動は、参加者のニーズに基づいたものになっている	○
	5. 保護者が主体的に運営できるように活動を支援している	○
	6. 児童虐待の予防に向けて、保護者の子育てへの不安や課題に対して継続的に支援し、必要に応じて相談機関等につないでいる	○
	7. 乳幼児と中・高校生世代等とのふれあい体験を実施している	—
	<p><b>【講評】</b> 親子交流、保護者交流を意図した活動が職員との信頼関係に繋がるように努めています</p> <p>① 参加人数を限った「おとわの森クラブ」を実施して子どもの発達に応じたあそびプログラムの展開と親子間の交流を図っています。また、1歳未満児保護者が気軽に交流できるように、人数制限のない「おとわの森クラブプチ」も開催しています。クラブのない日は自由に利用できる「あそびの広場」を設け、日常の居場所としての利用や自由な交流を促すように努めています。職員はさり気なくその場に入り、保護者の話を聞いたり、必要に応じた支援をしたりすることに徹しています。</p> <p>② 毎日「お弁当デー」を設け、持参したお弁当を食べながら保護者間の交流を進める場も提供しています（現在は新型コロナの影響で休止中）</p> <p>③ 職員は保護者と同じ空間で過ごし、必要に応じて保護者間の交流支援や声掛けを行い、話しかけやすい信頼関係を築くことに努めています。こうした対応が日常の気軽な相談や保護者の変化への気づきに繋がっています。相談の中で児童館では対応が困難な悩みなどの話があった際は、適切な関係機関につないでいます。また、地区の担当保育士が定期的に巡回して相談に乗ってくださっています。</p>	
	4 小学生への対応を行っている（核となる児童館活動）	
	1. 職員が個別・集団援助技術を念頭において、個人や集団の成長に向けて働きかけている	○
	2. 子どもが自ら作り出したり遊びを選択できるように環境を整えている	○
	3. 子どもが自発的・創造的に活動できるよう、対応や働きかけについて職員間で確認しあっている	○
	4. 行事やクラブ活動が、日常活動とのバランスや子どもの自主性・社会性を育てることを意識して企画されている	○

**【講評】**

子ども集団と子ども一人ひとりの成長を目指した専門職としての関りに努めています

- ① 子ども達は放課後児童クラブでの生活や遊びをとおして、集団の中で他の子どもと関わる体験から、集団の中での自分の立場を意識していきます。職員は専門職として意図的に働きかけ、活動を通じた子ども集団の成長と、子どもそれぞれの成長を目指して支援を行っています。毎日のミーティングでは子どもの個別対応について情報共有を行い、集団活動でも活動の目的をしっかりと共有するために相談しながら展開しています。
- ② 子ども達は基本的に日頃からやりたい遊びで遊ぶことができます。また、日常の会話やアンケートをとおして、子ども達の遊びについての希望を聞いています。必要に応じて、職員から遊びを紹介して子どもたちの遊びのバリエーションを増やす支援もしています。高学年クラブでは集団遊びの運営の手伝いや司会などの経験をしています。
- ③ 「お誕生日会」や季節のイベント、「集団遊び」の運営や司会を高学年児童が担っています。その活躍を見て下の学年の子どもたちが憧れをもてるような環境づくりを意識して取り組んでいます。
- ④ 放課後児童クラブ登録児童と一般来館児童が同じように集団や個別の成長が図られるような取り組みも期待します。

5 中学生・高校生世代への対応を行っている

1. 中・高校生世代も利用できるようになっている	○
2. 中・高校生世代の文化活動やスポーツ活動に必要なスペースや備品がある	○
3. 中・高校生世代が自ら企画する活動がある	-
4. 思春期の発達特性について、職員が理解するための取り組みが行われている	○

**【講評】**

中学生・高校生世代の子どもが気軽に来館できるような環境と仕組みの検討が必要です

- ① 職員は自治体が行う思春期の子ども達の発達特性についての研修を受講しています。
- ② 児童館が小学校の中にあるため、中学生・高校生世代の子どもが気軽に立ち寄るには躊躇される環境です。この世代の子ども達が自分たちも利用者対象であり、いつでも来館して良いことを周知することが必要です。また、居やすい雰囲気づくり、来館のきっかけとなるプログラムの実施、小学生時代からの職員との信頼関係づくりが重要です。すでに先行実施している他館を参考にしたり、子ども達へのニーズ調査を実施したりなどの積極的な取り組みを期待します。

6 子どもの権利を尊重した支援を行っている

1. 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている	-
2. 子ども自身が子どもの権利を知る機会が設けられている	○
3. 子どもが困ったときや悩んだときに、職員に相談できるようになっている	○
4. 子どもの年齢や発達に応じて子どもの意見や気持ちを尊重している	○
5. 子どもの意見が運営や活動に反映されている	○

**【講評】**

館独自の「子どもの人権ガイドライン」を策定し、子ども一人ひとりの権利に配慮した対応を心がけています

- ① 改正児童館ガイドラインの発出を契機として、音羽児童館独自の「子どもの人権ガイドライン」を策定して、職員が子どもに接する際の心構えを共有するようになりました。職員はこれまで日頃から、一人ひとりの子どものことに配慮した対応を心がけていましたが、これにより子どもの権利について常に意識・確認しながら取り組まれることが期待されます。
- ② 職員は喧嘩など子ども間のトラブルの場面では、一人ひとりの子どもが自分の立場や考えを話すことができ、互いの思いを理解しあえるような支援を目指し、時間をかけて対応することを心がけています。

	<p>けています。</p> <p>③ 子どもが困ったり、悩んだりしたときに職員に気軽に話ができるように、話しやすい環境（別室でゆっくり話せるなど）を用意したり、常日頃から職員が声かけをして話がしやすい信頼関係の構築に努めています。また、子どものちょっとした変化に気づくことができるように来館時の様子や遊びの様子など、子どもの観察を重視しています。</p>																
7	<p>配慮を要する子ども・家庭への支援を行っている</p> <table border="1" data-bbox="209 454 1318 730"> <tr> <td data-bbox="209 454 1318 495">1. 保護者からの相談に日常的に対応できる体制がある</td> <td data-bbox="1318 454 1489 495">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 495 1318 573">2. 障害の有無に関わらず子ども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境に配慮している</td> <td data-bbox="1318 495 1489 573">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 573 1318 651">3. 保護者の不適切な養育や、児童虐待の疑いのある子どもの情報を得たときは、組織として関係機関に連絡し、連携して対応を図っている</td> <td data-bbox="1318 573 1489 651">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 651 1318 730">4. 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡を取ることにしている</td> <td data-bbox="1318 651 1489 730">○</td> </tr> </table> <p><b>【講評】</b>          配慮を要する子ども・家庭への支援は子どもの側に立った対応に努めています</p> <p>① 現在、障がいのある子どもは在籍していませんが、障がいのある子どもには介助ボランティアが付き、一人ひとりの子どもについて必要な支援が的確に行われる体制が取られることになっています。</p> <p>② 子どもに対する不適切な養育状況が認められるケースへの対応が必要になることがあります。その際には、子どもの人権を第一に考え、学校・児童相談所等と連携して対応する体制があります。また、その経過については記録を残して、事後も職員が確認と情報共有ができるようにすることにより、対応ミスがないように努めています。</p> <p>③ 子ども同士のトラブルやケガ、遊びの様子や体調など職員の側で気になることがあった場合は、お迎え時に保護者と話す時間をつくり、児童館で対応した内容や家庭での対応を相談したり、提案したりする関係づくりに努めています。提案や相談の際にも、子どもの側に立って話ができるように意識しています。</p>	1. 保護者からの相談に日常的に対応できる体制がある	○	2. 障害の有無に関わらず子ども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境に配慮している	○	3. 保護者の不適切な養育や、児童虐待の疑いのある子どもの情報を得たときは、組織として関係機関に連絡し、連携して対応を図っている	○	4. 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡を取ることにしている	○								
1. 保護者からの相談に日常的に対応できる体制がある	○																
2. 障害の有無に関わらず子ども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境に配慮している	○																
3. 保護者の不適切な養育や、児童虐待の疑いのある子どもの情報を得たときは、組織として関係機関に連絡し、連携して対応を図っている	○																
4. 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡を取ることにしている	○																
8	<p>地域の子どもの育成環境づくりを行っている</p> <table border="1" data-bbox="209 1344 1318 1704"> <tr> <td data-bbox="209 1344 1318 1384">1. 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進している</td> <td data-bbox="1318 1344 1489 1384">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1384 1318 1424">2. 地域社会で子どもが安全に過ごせるような取り組みをしている</td> <td data-bbox="1318 1384 1489 1424">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1424 1318 1464">3. 児童館運営協議会等を設け、地域住民と共に育成環境づくりを検討する機会がある</td> <td data-bbox="1318 1424 1489 1464">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1464 1318 1505">4. 児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けている</td> <td data-bbox="1318 1464 1489 1505">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1505 1318 1545">5. 児童館の活動と学校の行事等について学校と情報交換を行っている</td> <td data-bbox="1318 1505 1489 1545">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1545 1318 1585">6. 児童館や学校での子どもの様子等について学校と情報交換を行っている</td> <td data-bbox="1318 1545 1489 1585">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1585 1318 1664">7. 児童館を出て、地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる他の施設等で事業を実施することがある</td> <td data-bbox="1318 1585 1489 1664">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1664 1318 1704">8. 地域住民やNPO、関係機関等と連携して活動している</td> <td data-bbox="1318 1664 1489 1704">○</td> </tr> </table> <p><b>【講評】</b>          地域の子どもの課題と地域交流に着目した事業に取り組んでいます</p> <p>① 少年補導、民生委員、学校などの地域の諸団体から成る児童館運営協力会を設置しています。その中で年度ごとの成果と次年度に向けた課題や取り組み方針を発表して児童館運営についてご意見をいただくとともに、地域の子どもの状況について情報交換をする場としています。</p> <p>② 学校給食がない土曜日の子どもの孤食に対する問題意識と、子どもと地域の高齢者との交流の場とすることを目的とした「子ども未来食堂」と名付けた子ども食堂事業の月1回の開催を目指して活動しています。子どもと高齢者で将棋やこまで遊んだ後に一緒に食事をするプログラムです。</p> <p>③ 小学校のPTA・おやじの会と連携した「流しそうめん」「ふれあいひろば」などのイベントや、</p>	1. 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進している	○	2. 地域社会で子どもが安全に過ごせるような取り組みをしている	○	3. 児童館運営協議会等を設け、地域住民と共に育成環境づくりを検討する機会がある	○	4. 児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けている	○	5. 児童館の活動と学校の行事等について学校と情報交換を行っている	○	6. 児童館や学校での子どもの様子等について学校と情報交換を行っている	○	7. 児童館を出て、地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる他の施設等で事業を実施することがある	○	8. 地域住民やNPO、関係機関等と連携して活動している	○
1. 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進している	○																
2. 地域社会で子どもが安全に過ごせるような取り組みをしている	○																
3. 児童館運営協議会等を設け、地域住民と共に育成環境づくりを検討する機会がある	○																
4. 児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けている	○																
5. 児童館の活動と学校の行事等について学校と情報交換を行っている	○																
6. 児童館や学校での子どもの様子等について学校と情報交換を行っている	○																
7. 児童館を出て、地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる他の施設等で事業を実施することがある	○																
8. 地域住民やNPO、関係機関等と連携して活動している	○																

	<p>子ども広場を運営している NPO 法人と協働する「音羽の輪」といった、地域の諸団体と連携した地域全体の子どもの家庭を対象とした交流事業を実施しています。こうした事業をとおして子どもたちが地域の方々と知り合い、地域の方は子どもの健全育成に関心を持つ機会としたいと考えています。</p>	
9	<p>子どもを含めたボランティアの育成と活動支援を行っている</p>	
	1. 子どもの活動にお手伝いやボランティア活動を取り入れ、健全育成活動の一環として実施している	○
	2. 乳幼児の保護者の主体的な活動を支援しつつ、ボランティアとして育成している	○
	3. 地域住民を受け入れ、ボランティアとして育成している	○
	<p><b>【講評】</b>  地域住民ボランティアの育成や協力関係の構築に力をいれていただくことを期待します</p> <p>① 子ども達は放課後児童クラブでの日常生活の中で、施設掃除の手伝いや下の年齢の子と一緒に遊ぶ、「子ども未来食堂」の手伝いなどに積極的に関わってくれています。また、毎月のお誕生会の企画・進行を上級生が担ったり、地域のイベントでダンスを披露したりするなどの活動があり、自己肯定感を育くむ機会になっています</p> <p>② 高校生ボランティアが1名子どもたちと関わりに来てくれています。児童館としてはこの高校生との関りを大切にしたいと考えています。</p> <p>③ 地域の方々には児童館行事のお手伝いとして参画をしていただくのみに留まっているようです。コロナ禍ではありますが、感染防止に配慮しつつ地域の方々の得意技を生かしたクラブ活動や取組みをおこなって日常的な関係を作ったり、児童館が地域に出向いて行う行事に地域の方に協力してもらったりするなど、お手伝いの関係から今一步すすめていただくことを期待します。こうしたことが、子ども達が地域を知り、地域で安全に過ごすことに繋がるものと思われます。</p>	

<p><b>3 放課後児童クラブの運営【放課後児童クラブ併設の場合のみ該当】</b></p>		
1	<p>放課後児童クラブを児童館の持つ機能を生かして運営している</p>	
	1. 放課後児童クラブは市町村の基準条例（最低基準）に基づいて行われている	○
	2. 放課後児童クラブに在籍する子どもと児童館に来館する子どもとが直接交流できるよう活動を工夫している	○
	3. 放課後児童クラブに在籍する子どもと地域の子どもの住民とが直接交流できる機会を設けている	○
2	<p>サービスの開始にあたり保護者に説明し、同意を得ている</p>	
	1. 放課後児童クラブ利用の開始にあたり、基本的ルール、重要事項等を保護者の状況に応じて説明している	○
	2. 放課後児童クラブの内容について、保護者の同意を得るようにしている	○
	3. 放課後児童クラブに関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している	○
	4. 放課後児童クラブの利用が困難な場合には、理由を説明したうえで、他の相談先紹介など支援の必要に応じた対応をしている	非該当
3	<p>サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている</p>	
	1. 放課後児童クラブ利用開始時に、子どもの支援に必要な個別事情や要望を決められた書式に記録し、把握している	○
	2. 放課後児童クラブ利用開始直後には、子どもの不安やストレスが軽減されるように支援を行っている	○
	3. 放課後児童クラブ利用の終了時には、子どもや保護者の不安を軽減し、支援の継続性に配慮した支援を行っている	○

**【講評】**

入所説明会の開催、新入生を迎える会の開催など、放課後児童クラブの入会行事を行って不安の軽減に努めています

- ① 放課後児童クラブの登録説明会や受付を1月からスタートし、その後、入所説明会を開催しています。入会説明会際には「学童クラブのしおり」を配布し、放課後児童クラブの方針、基本的なルール、年間行事や1日の流れ、保護者に協力していただきたい事項、緊急時対応、個人情報の取り扱いなどについて説明しています。また、京都市共通のホームページ上で保護者が情報を得たり、書類の様式をダウンロードできるようにしたりするなど利便性にも配慮しています。
- ② 子どもの個別の状況は、児童台帳に基づいて持病、アレルギー、要望などを保護者が記入・提出し、保管されています。また、入所説明会で出された意見も記録し参考にしています。
- ③ 4月1日から新入生を受け入れ、子ども達による「迎える会」を行って歓迎の気持ちを表しています。利用開始直後は、上の学年の子どもが下の学年の子どものお世話をするお兄さん、お姉さん役となって、子ども同士の関係を作りながら放課後児童クラブでの生活に慣れるように配慮しています。また、定期的に保護者アンケートをとり、要望や意見の収集に努めています。

#### 4 特に配慮を要する子ども・家庭の個別状況に応じた対応と記録

1 特に配慮を要する子ども・家庭の情報収集、分析を行い、課題を理解した上で対応を図っている

1. 配慮を要する子どもや保護者の心身状況や生活状況、ニーズ等を把握し記録している	○
2. 配慮を要する子ども・家庭の支援について、関係機関と情報を共有し連携して対応している	○
3. 配慮を要する子ども・家庭の支援に向けて、職員の勉強会・研修会を実施し理解を深めている	○
4. 配慮を要する子ども・家庭の記録は、担当する職員すべてが共有し、活用している	○

**【講評】**

配慮を要する子ども・家庭の情報を職員間で共有し、支援の方向性を確認して対応しています

- ① 子どもの状況は、児童台帳や家庭から提出を受けた書類を保管して職員間で供することが出来るようになっていきます。必要に応じて保護者と直接話をして必要な情報を追加するなどして把握しています。
- ② 毎日の打合せや日誌の記載を記録として活用しています。また、個々の事例に関しては、Excel ファイルに記録し共有フォルダで職員が閲覧できる仕組みとなっています。入力はその時に関わった職員が随時行い、誰がどのような対応をしたのかわかるようになっていきます。職員ミーティングの際の参考資料とし、支援の方向性を共有して対応に努めています。
- ③ 配慮を要する子ども・家庭の支援に向けて、職員は研修会に参加して理解を深めています。また、日々のミーティングでも気になる点、疑問点は口に出すことを意識し、情報の共有・確認と学び合いに努めています。

#### 5 プライバシーの保護等個人の尊厳、権利の尊重

1 子どものプライバシー保護を徹底している

1. 子どもに関する情報（事項）を外部和やりとりする必要がある場合には、保護者の同意を得るようにしている	○
2. 子どもの羞恥心に配慮した支援を行っている	○

2 サービスの実施にあたり、子どもの権利を守り、子どもの意思を尊重している

1. 日常活動の中で子ども一人ひとりを尊重している	○
2. 子どもと保護者の価値観や生活習慣に配慮した支援を行っている	○
3. 子どもの気持ちを傷つけるような職員の言動、放任、虐待、無視等が行われることのないよう、職員が相互に日常の言動を振り返り、組織的に予防・再発防止対策を徹底している	○

**【講評】**

職員は日頃から子どもへの対応について話し合い、子どもの権利を意識して対応するようにしています

- ① 児童館だよりやホームページで紹介している日々の活動の様子などでは、子どもたちの様子が伝わりやすいように写真を使用していますが、そのような写真や個人情報を必要とするケースが生じた際には必ず保護者の同意を得てから使用しています。また、できるだけ顔が映り込まないような工夫もしています。
- ② 失敗やトラブルが生じた際は、子ども一人ひとりがどのように感じているかを考え、子どもの羞恥心に配慮した対応を心がけています。特に言葉にしてなかなか話せない子どもについては周りの状況をよく確認したうえで対応しています。毎日のミーティングではこのような出来事に対する対応について、報告しあい内容について検討する体制ができています。
- ③ 新しく策定された「京都市音羽児童館 子どもの人権ガイドライン」は、「子どもの権利条約」をベースとして「子どもが主体であること」「子どもを傷つけるような言動や放任、無視などをしないこと」などが子どもに対する際の心構えとして掲げられています。ことあるごとに確認しながら日々の運営を行っていることを期待します。

**6 事業所業務の標準化**

1 手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている	
1. 手引書(基準書、手順書、マニュアル)等で、事業所が提供している児童館活動の標準的な実施方法を明確にして活動を提供している	○
2. 職員は、わからないことが起きた際や業務点検の手段として、日常的に手引書等を活用している	○
3. 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している	○
2 サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている	
1. 提供しているサービスの基本事項や手順等は改変の時期や見直しの基準が定められている	○
2. 提供しているサービスの基本事項や手順等の見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案、子どもの様子を反映するようにしている	○
3. 職員一人ひとりが工夫・改善したサービス事例などをもとに、基本事項や手順等の改善に取り組んでいる	○
3 さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している	
1. 打ち合わせや会議等の機会を通じて、サービスの基本事項や手順等が職員全体に行き渡るようにしている	○
2. 職員が一定レベルの知識や技術を学べるような機会を提供している	○
3. 職員一人ひとりのサービス提供の方法について、指導者が助言・指導している	○
4. 職員は、わからないことが起きた際に、指導者や先輩等に相談し、助言を受けている	○

**【講評】**

マニュアルや手順を整備し、必要に応じて見直しを行って適正な運営に努めています

- ① 必要な書類マニュアルが整備され、職員は適宜取り出して利用できるようになっています。また、過年度の登録書類、日誌等の参考となる書類はすぐに手に取って参照できるようにしています。日常的に疑問が生じた際には職員間で話し合っ対応し、その後手順やマニュアルの修正を検討しています。
- ② 年度末や年度始めを迎える期間は、総括と事業計画の立案を実施しますが、その際に利用者アンケートや事業後アンケート、日頃の利用者の声、職員の気づきなどを総合して、事業や日常の取組の見直しを行っています。その際には徹底して話し合いをおこない、改善と職員間の共通理解を図っています。
- ③ 自治体実施する研修に職員を参加させています。また、月に1度の職員会議で職員間の共通理解を図ったり、館内研修を行ったりしています。日常的な職員間のやり取りの風通しを良くし、職員同士が高め合うことをふまえた職場環境づくりに努めています。

## VII. 情報の保護・共有

1 情報の保護・共有に取り組んでいる		
1 事業所が蓄積している経営に関する情報の保護・共有に取り組んでいる		
1. 情報の重要性や機密性を踏まえ、アクセス権限を設定している		○
2. 収集した情報は、必要な人が必要ときに活用できるように整理・保管している		○
2 個人情報、「個人情報保護法」の趣旨を踏まえて保護・共有している		
1. 事業所で扱っている個人情報の利用目的を明示している		○
2. 個人情報の保護について職員（実習生やボランティアを含む）が理解し行動できるための取り組みを行っている		○
<p><b>【講評】</b>            情報のアクセス権限を定め、職員の研修会を実施するなど厳重な情報管理を行っています</p> <p>① 個人情報につながる申請関係書類や写真等については、事務室内の鍵が掛けられるキャビネットに厳重に管理されています。</p> <p>② 放課後児童クラブ利用児童の家庭については、その取扱い目的と使用範囲を明示して説明するとともに、納得をいただいたうえで承諾書に記入をいただいています。</p> <p>③ イン트라ネット上に各部署の必要書類が整備されています。アクセス権限は部署別に決められその権限に基づきいつでも閲覧可能です。法人では個人情報保護に関わる研修会も実施し、職員の意識化を図っています。</p>		

## 総評

### ■特に良い点

ポイント1	「京都市音羽児童館 子どもの人権ガイドライン」が策定され、今後の子どもを主体とした具体的な活動が期待されます
	改正児童館ガイドラインの発出を契機に、児童館でガイドラインの読み合わせを行い、内容の理解を深めました。さらに、このガイドラインの改正により新たに明文化された子どもの権利に関わる箇所について、子どもの権利条約をベースとした「京都市音羽児童館 子どもの人権ガイドライン」を策定しています。ガイドラインには、音羽児童館職員の日常の児童館活動の際の心構えが具体的に書かれています。これまでも実践していることに加え、様々な場面で子どもが主体的に児童館活動に関わり、取組まれることが肝要です。内容を一つ一つ検討され、具体的な取組みが行われることを期待します。
ポイント2	「子ども未来食堂」は地域課題解決の取組みの1つとして、発展されることを期待します
	小学校の給食がない土曜日の子ども達の孤食の状況と、子ども達と地域住民との交流の機会を作るという課題に対する取組みとして、月一回ペースで実施する「子ども未来食堂」を企画・実施しています。地域の高齢者と子どもが、将棋やコマなどの遊びで交流し、その後食卓を囲んで、地元野菜を使った料理などをいただくという内容です。事業は放課後児童クラブ登録の子ども達のお手伝いの機会にもなっています。また、地域の資源を巻き込むことにもつながります。このコロナ禍ではありますが、感染防止措置を十分に取しながら継続的に開催され、さらなる発展をされることが期待されます。
ポイント3	子どもの遊び環境や支援の面での学校との連携が確立されています
	児童館が小学校の校舎内に立地しており、児童館と学校の連携が良好に保たれています。学校の使用状況にもよりますが、校庭や体育館を使用することが可能です。児童館では注意が必要な個所を写真付きで示し、子ども達は自ら安全を確保しながらのびのびと遊ぶことができます。子どもの困りごとや配慮を要する子どもや家庭の支援にあたっては、学校での様子について話を聞いたり、児童館での様子を情報提供したりといった、学校との情報共有を密にし、学校と児童館、家庭の連続性を考慮しながら、子どもの人権を第一に考えた対応に努めています。

### ■改善が望まれる点

ポイント1	中学生・高校生世代の利用が進むための取組が求められます
	特に良い点として学校との連携を挙げておりますが、小学校の校舎内という児童館の立地が中学生・高校生世代にとって何となく敷居が高く、足を遠ざける要因の一つとなっていることを児童館でも認識されています。 今一度、中・高校生世代が利用可能な施設であることのアピール、小学生時からの職員の声掛けや子どもと職員の信頼関係づくり、中・高校生世代の子どもがやりたいことができ、過ごしやすい環境づくり、プログラムの工夫などを見直し、すで実績のある児童館の情報も参考にしながら一步一步進めていただけることを期待します。

ポイント2	<p>地域の子どもの健全育成を促進する施設としての、一層の機能発揮を期待します</p>
	<p>改正児童館ガイドラインにも記述があるとおり、0歳から18歳未満までのすべての子どもが利用でき切れ目のない支援が可能なこと、児童館の中で完結せず、地域の社会資源と繋がり活用・連携して活動を行うこと、活動を通じて地域住民が子どもの健全育成に関心を持つ気運を醸成することが児童館の特性であり機能です。</p> <p>乳幼児活動、放課後児童クラブ活動の充実とともに、コロナの感染対策をしっかりと行いながら、一般来館の子ども達の居場所としての機能も充実を図り、地域住民との日常的な関りを子どもたちが体験できるよう模索していただくことを期待します。</p>